

令和7年度 嬉野市行政番組制作業務 仕様書

1. 目的

番組制作に必要な映像の撮影・編集など特殊な技能を有する民間企業へ行政番組の制作を委託することにより、市政に関する情報を市民へわかりやすくお知らせし、市政への興味や関心をもってもらう番組づくりを目的とする。

2. 業務名

令和7年度嬉野市行政番組制作業務

3. 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4. 実施場所

嬉野市内

5. 業務内容

本委託業務における業務内容は次のとおりとする。

(1) 番組の構成

- ア 10分番組の内容について構成を行う。
- イ オープニング映像、エンディング映像、市からのお知らせ、受託者が保有する映像などを組み込んだ番組構成作成のため、受託者は委任者への提案、委任者との会議を行う。

(2) 撮影・ナレーション収録

- ア 受託者は、市からのお知らせについて、撮影・ナレーションの収録を行う。
- イ 撮影に用いる原稿は委託者が制作したものを用いる。
- ウ 撮影場所は、市役所内にあるスタジオが望ましい。
- エ 撮影に用いる機材は、嬉野市が所有する機材を使用することができる。

(3) 10分番組の動画編集・テロップ制作

- ア 受託者は、番組構成会議で決定した構成・原稿を元に編集、テロップ制作を行う。
- イ 契約期間内の必要制作本数については、概ね別表1の通りとする。

(4) 広報・広聴課内での番組内容確認

受託者は、放映の前に広報・広聴課内での番組内容確認を受けるものとする。なお、確認の結果、修正が必要な場合は受託者が修正を行う。

(5) 完成品の納品

- ア 各回放映後、MXF データおよび SNS 等で公開できるデータで納品すること。
- イ 納品場所は嬉野市が指定するネットワーク内とする。

- ウ 本業務終了後、受託者の瑕疵により成果品に不備が発見された場合は、速やかに補足・修正を行い納品すること。

6. 成果品の著作権等

- (1) 本業務の実施により生じた著作物に関する全ての著作権は、本市に帰属するものとし、その利用及び再編集は、本市において自由に行うことができるものとする。
- (2) 本業務の実施による成果品は、映像・画像・音楽等の著作権・肖像権上の処理を済ませた上で納品すること。権利関係の処理に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、市は責任を負わない。

7. その他の留意事項

- (1) 事業に係る一切の費用は、当初の契約金額に含むものとする。
- (2) 委託事業の実施にあつては、本市と十分協議するとともに、責任者を明確にし、業務に係る本市からの照会に対して速やかに回答できる体制で臨むこと。
- (3) 本業務委託の全部又は一部を再委託することは認めない。ただし、あらかじめ本市から書面による承諾を得た場合は、この限りではない。
- (4) 本仕様書に定めのない事項や業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、本市と受託者が協議の上決定する。
- (5) 本事業において知り得た本市に関する情報は、目的外に使用し、または第三者に開示もしくは漏洩してはならない。
- (6) 個人情報の取扱いは、個人情報保護法及び嬉野市個人情報保護法施行条例並びに嬉野市情報セキュリティポリシーを遵守すること。

8. 本業務委託の完了報告

四半期ごとに、委託業務概要（動画制作及び映像発信状況等）を業務完了報告書により提出すること。

9. 本業務委託の委託料支払

四半期払い